

食安輸発0512第1号
平成27年5月12日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成27年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(ギリシャ産はちみつのクマホス)

「平成27年度輸入食品等モニタリング計画」については、平成27年3月30日付け食安輸発0330第3号(最終改正:平成27年5月1日付け食安輸発0501第1号)に基づき実施しているところです。

今般、地方自治体における検査の結果、ギリシャ産はちみつにおいてクマホスに係る食品衛生法違反の事例があり、平成19年11月15日付け食安発第1115002号「食品中に残留する農薬等に関する試験法の妥当性ガイドラインについて」に基づき、検疫所における検査体制を整備したことから、下記1の食品について食品衛生法違反の可能性を判断する目的で、クマホスに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応することとし、上記通知の別表第2及び別表第7を下記のとおり改正するので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。

記

1. 別表第2中、

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目
平成27年5月12日	ギリシャ	はちみつ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	クマホス

を追加する。

2. 別表第7中、

No.	検査項目	牛	豚	その他の 獣畜肉	鶏	その他の 家きん	蜂に由来 するもの	水産食品
29	クマホス	○						

を、

No.	検査項目	牛	豚	その他の 獣畜肉	鶏	その他の 家きん	蜂に由来 するもの	水産食品
29	クマホス	○					○	

に改める。